

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年7月4日(2022.7.4)

【公開番号】特開2020-62113(P2020-62113A)

【公開日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-016

【出願番号】特願2018-194595(P2018-194595)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月24日(2022.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の取得条件の成立に基づいて判別情報を取得する判別情報取得手段と、
その判別情報取得手段によって取得された前記判別情報を用いて判別を実行する判別手段と、

その判別手段の判別結果が特定の判別結果になったことに基づいて遊技者に有利な特典遊技を実行することが可能な特典遊技実行手段と、を備えた遊技機において、

所定条件の成立に基づいて、遊技者に有利な第1状態を設定する第1状態設定手段と、
前記第1状態が設定された後で予め定められた第1回数の前記判別手段の判別に渡って連続して前記特定の判別結果とは異なる判別結果となったことに基づいて、前記第1状態よりも有利度合いが低い第2状態を設定する第2状態設定手段と、を備え、

前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が、前記第1回数未満の第2回数以下の回数の範囲と、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲とで、前記第1状態設定手段によって前記第1状態が設定される可能性が異なる構成であり、

前記遊技機は、

前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が前記第2回数以下の回数の範囲において所定の実行条件が成立したことに基づいて、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲において前記第1状態設定手段によって前記第1状態が設定される期待度を示唆する演出を、前記第2回数以下の回数の範囲において実行可能であり、

前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が、前記第2回数以下の回数の範囲と、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲とで、前記判別手段による1の判別に基づいて前記特典遊技が実行される確率が同一となることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

30

40

50

【補正の内容】**【0 0 0 2】**

パチンコ機等の遊技機には、所定の抽選条件の成立（例えば、始動入賞口への遊技球の入賞）に基づいて行われる抽選の結果が当たりだった場合に、当たり遊技を実行するものがある。かかる遊技機の中には、遊技者にとって有利度合いが異なる複数の状態を設定可能に構成することにより遊技者の遊技に対する興趣向上を図っているものがある。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 0 0 6****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 0 0 6】**

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、所定の取得条件の成立に基づいて判別情報を取得する判別情報取得手段と、その判別情報取得手段によって取得された前記判別情報を用いて判別を実行する判別手段と、その判別手段の判別結果が特定の判別結果になったことに基づいて遊技者に有利な特典遊技を実行することが可能な特典遊技実行手段と、を備え、所定条件の成立に基づいて、遊技者に有利な第1状態を設定する第1状態設定手段と、前記第1状態が設定された後で予め定められた第1回数の前記判別手段の判別に渡って連続して前記特定の判別結果とは異なる判別結果となったことに基づいて、前記第1状態よりも有利度合いが低い第2状態を設定する第2状態設定手段と、を備え、前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が、前記第1回数未満の第2回数以下の回数の範囲と、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲とで、前記第1状態設定手段によって前記第1状態が設定される可能性が異なる構成であり、前記遊技機は、前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が前記第2回数以下の回数の範囲において所定の実行条件が成立したことに基づいて、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲において前記第1状態設定手段によって前記第1状態が設定される期待度を示唆する演出を、前記第2回数以下の回数の範囲において実行可能であり、前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が、前記第2回数以下の回数の範囲と、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲とで、前記判別手段による1の判別に基づいて前記特典遊技が実行される確率が同一となる。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 0 1 1****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 0 1 1】**

請求項1記載の遊技機によれば、所定の取得条件の成立に基づいて判別情報を取得する判別情報取得手段と、その判別情報取得手段によって取得された前記判別情報を用いて判別を実行する判別手段と、その判別手段の判別結果が特定の判別結果になったことに基づいて遊技者に有利な特典遊技を実行することが可能な特典遊技実行手段と、を備え、所定条件の成立に基づいて、遊技者に有利な第1状態を設定する第1状態設定手段と、前記第1状態が設定された後で予め定められた第1回数の前記判別手段の判別に渡って連続して前記特定の判別結果とは異なる判別結果となったことに基づいて、前記第1状態よりも有利度合いが低い第2状態を設定する第2状態設定手段と、を備え、前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が、前記第1回数未満の第2回数以下の回数の範囲と、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲とで、前記第1状態設定手段によって前記第1状態が設定される可能性が異なる構成であり、前記遊技機は、前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が前記第2回数以下の回数の範囲において所定の実行条件が成立したことに基づいて、前記第2回数よりも多い回数であ

10

20

30

40

50

って前記第1回数以下の回数の範囲において前記第1状態設定手段によって前記第1状態が設定される期待度を示唆する演出を、前記第2回数以下の回数の範囲において実行可能であり、前記第1状態が設定された後の前記判別手段の判別の回数が、前記第2回数以下の回数の範囲と、前記第2回数よりも多い回数であって前記第1回数以下の回数の範囲とで、前記判別手段による1の判別に基づいて前記特典遊技が実行される確率が同一となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】3 5 9 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【3 5 9 6】

1 0	パチンコ機（遊技機）	
6 4	第1入球口（第1入球手段）	
2 0 3 a	特別図柄1 保留球格納エリア（記憶手段）	
2 0 3 a 2	特別図柄2 保留球格納エリア（記憶手段）	
6 4 0 0	第2入球口（第2入球手段）	
6 4 0 0 a	電動役物（可変手段）	
6 5 0 0	V入賞装置（第3入球手段）	
6 5 0 0 f 1	開閉扉（第2可変手段）	20
S 2 1 5	第7実施形態における特典遊技実行手段の一部	
S 2 2 1	可変遊技実行手段	
S 3 0 3 , S 3 0 7	第7実施形態における判別手段	
S 2 3 7	第7実施形態における第2状態設定手段	
S 7 0 6 , S 7 5 8	第7実施形態における判別情報取得手段	
S 1 6 2 2	第7実施形態における第1状態設定手段	
S 1 7 1 7	第7実施形態における特典遊技実行手段の一部	

30

40

50